

隊友会新聞 27年 1月号記事

公的年金制度（10）

加給年金額と振替加算について

今回は、一定の条件を満たす受給権者に加算される加給年金額及び振替加算を取り上げます。

Q 1 自衛隊を定年退職した者です。3歳年下の配偶者がおります。65歳になり本来支給の退職共済年金を受給するようになると加給年金額が支給されると聞きました。加給年金額について説明して下さい。

A 1 加給年金額とは、組合員期間20年以上の人が65歳になり本来支給の退職共済年金を受給する場合に、その者によって生計を維持されている65歳未満(注1)の配偶者や子(注2)がいるときに退職共済年金に加算されるものです。

注1： 配偶者が65歳になると配偶者自身に老齢基礎年金が支給されるためです。

注2： 18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある子または20歳未満で障害の程度が1級又は2級に該当している子

※ 生計維持関係にあるかどうかは退職共済年金の受給権を取得した時点で判断されます。

原則的には、

- ① 生計をともにしていること
- ② 恒常的な収入が850万円未満または所得額が655万5千円未満であること

[加給年金額]

配偶者	昭和18.4.2以降生まれ	386,400円
子	2人目まで1人につき	222,400円
	3人目から1人につき	74,100円

配偶者の額には、特別加算164,000円を含みます。

加入年金額は、次のいずれかに該当したときは支給が停止されます。

- ① 配偶者自身が加入期間 20 年以上ある退職共済年金または老齢厚生年金を受けているとき
- ② 配偶者自身が障害共済年金、障害厚生年金または障害基礎年金を受けているとき
- ③ 受給権者自身が加給年金額が加算されている老齢厚生年金を受けているとき

[加給年金額と振替加算の関係]

特別支給の退職共済年金		本来支給の退職共済年金	
65歳		65歳	
本人	加給年金額	加給年金額	
	職域加算額	職域加算額	
	厚生年金相当額	厚生年金相当額	
	定額部分	老齢基礎年金	
配偶者		65歳	
		老齢基礎年金	
		振替加算	

Q 2 加給年金額の対象となっている配偶者が 65 歳になると本人の加給年金額がなくなり配偶者に加算されると聞いたのですが？

A 2 そのとおりです。退職共済年金の加給年金額の対象となっていた配偶者が 65 歳になると本人に加算されていた加給年金額は加算されなくなり配偶者の老齢基礎年金に生年月日に応じた金額が振替加算として加算されます。

[振替加算の額]

配偶者の生年月日	年 額
昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日	91,900 円
昭和 24 年 4 月 2 日～昭和 25 年 4 月 1 日	86,100 円
昭和 25 年 4 月 2 日～昭和 26 年 4 月 1 日	80,100 円
昭和 26 年 4 月 2 日～昭和 27 年 4 月 1 日	74,100 円
昭和 27 年 4 月 2 日～昭和 28 年 4 月 1 日	68,300 円

振替加算の額は、生年月日が遅いほど減額され、昭和 41 年 4 月 2 日以降生まれの人からは加算されなくなります。